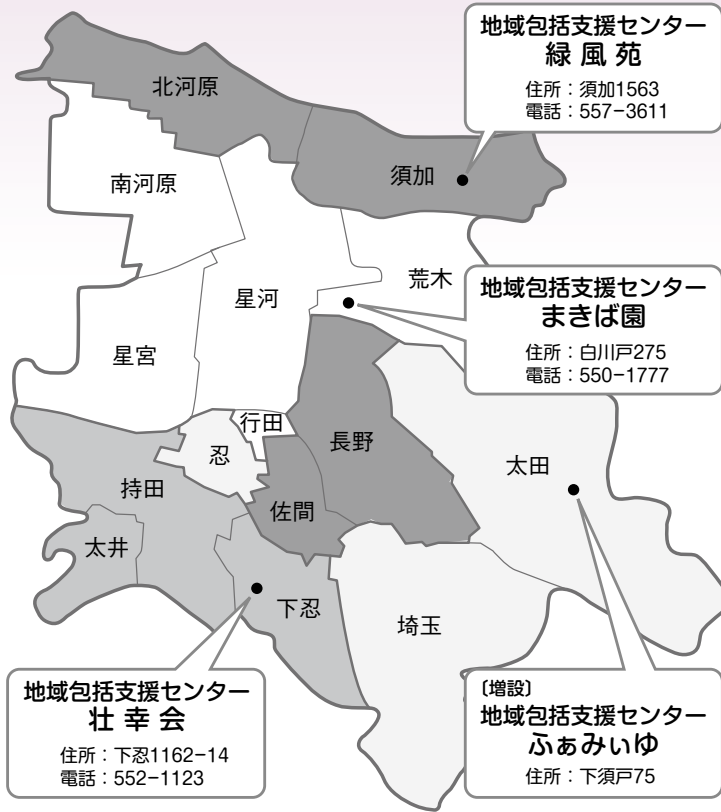


4月から地域包括支援センターの担当区域が変わります

現在、市内3カ所に設置している地域包括支援センターは、4月から4カ所に増設され、一部の地域で担当する地域包括支援センターが変更となります。



なお、地域包括支援センターでは、今までどおり社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師などの専門職を配置し、高齢者の介護、医療、福祉などの総合相談や権利擁護、関係機関とのネットワークづくり、介護予防に係るサービス利用計画作成や介護予防の推進などを行います。

センター名	担当地区
地域包括支援センター 緑風苑	北河原、須加、長野、佐間
地域包括支援センター まきば園	行田、荒木、星河、星宮、南河原
地域包括支援センター 壮幸会	太井、持田、下忍
地域包括支援センター ふあみいゆ	忍、太田、埼玉

※担当が変わるのは、忍、太田、埼玉地区です。

※地域包括支援センターふあみいゆの電話番号は、後日お知らせします。

▶ **問い合わせ** 高齢者福祉課高齢福祉担当 (内線278)

聴覚障害者情報センターでは派遣・相談申請のメール受け付けを開始しました

埼玉聴覚障害者情報センターでは、手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼、聴覚障害者相談がメールでも申請できるようになりました(事前に登録が必要となります)。

- ▶ **登録方法** 氏名、住所、FAX番号を明記のうえ、同センターへ直接またはFAXで申し込んでください。申し込んだ方にメールアドレスを連絡します。
- ▶ **登録受付時間** 月～土曜日の午前9時～正午、午後1時～5時
- ▶ **その他** 派遣と相談で、それぞれ別に登録してください。
- ▶ **申し込み** 埼玉聴覚障害者情報センター(〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館2階)
【FAX(派遣)】048-814-3354 【FAX(相談)】048-814-3355
- ▶ **問い合わせ** 同センター ☎048-814-3353



行田市高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画(案)について皆さんからの意見を募集します

本市では、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする、高齢者福祉施策の基本を定めた高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を策定しています。

次のとおり計画(案)を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

- ▶ **募集期間** 2月1日(水)～3月2日(金)
- ▶ **公表場所** 市ホームページ、高齢者福祉課、市政情報コーナー
- ▶ **応募資格** 市内在住・在勤・在学の方または市内に事業所などを有する法人・団体、本市の介護保険被保険者
- ▶ **応募方法** 住所、氏名(法人や団体の場合は名称と代表者の氏名)、電話番号を明記のうえ、同計画に対する意見を記入した書類(様式自由)を持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課 【FAX】564-1315 【Eメール】kourei@city.gyoda.lg.jp
- ▶ **その他** 意見提出に係る個人情報は、本業務の目的以外には使用しません。また、提出された意見などの原稿の返却および個別の回答は行いません。
- ▶ **問い合わせ** 同課高齢福祉担当または介護保険担当(内線222・223)

行田市の登録手話通訳者になりませんか

聴覚・音声または言語機能に障害のある方に対し、手話通訳を行う登録通訳者の選考試験を実施します。登録後は、派遣申請に基づき手話通訳業務を依頼します。

- ▶ **日時** 3月4日(日) 午前9時30分～正午
- ▶ **場所** 総合福祉会館「やすらぎの里」
- ▶ **受験資格** 平成24年4月1日現在、満20歳以上の方(学生を除く)

▶ 試験内容

筆記	①聴覚障害者に関する知識	40分
	②障害者福祉に関する知識	
	③手話通訳に関する知識	
聞き取り	手話表現 2問	5分
読み取り	口述 2問	5分
面接	—	10分

※手話通訳士の資格を有する方、全国統一試験または埼玉県の手話通訳者認定試験に合格している方は面接のみを行います。



▶ 筆記試験出題範囲

- 「新・手話教室入門」(平成22年3月31日発行)
 - 「手話教室基礎(改訂版)」(平成21年3月20日発行)
 - 「手話通訳者養成講座 基本課程(改訂版)」(平成21年3月10日発行)
 - 「手話通訳者養成講座 応用課程(改訂版)」(平成22年5月20日発行)
 - 「手話通訳者養成講座 実践課程(改訂版)」(平成20年6月1日発行)
- (発行：社会福祉法人全国手話研修センター)

▶ **その他** 手話通訳業務実施後に、報償金・交通費を支払います。

▶ **申し込み** 福祉課または社会福祉協議会に用意してある所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、顔写真(縦4cm×横3cm)を貼付のうえ、2月24日(金)(必着)までに同課または同協議会へ持参または郵送で提出してください。

【郵送・持参】

〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市福祉課
 〒361-0002 行田市酒巻1737-1 行田市社会福祉協議会

▶ **問い合わせ** 同課障害福祉担当(内線266)または同協議会 ☎557-5400

感染経路を教えてください

ケース1 人から食品そして人へ
 感染者が調理の際に食品を汚染し、その食品を食べた人が感染します。

ケース2 人から人へ
 感染者のふん便や嘔吐物の不適切な始末により感染します。

ケース3 食品から人へ
 ウイルスに汚染された二枚貝を、十分に加熱しないまま食べると感染します。



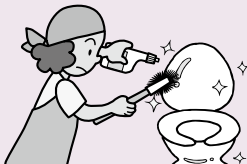
どんな症状が出ますか?

おうと
 下痢や嘔吐、腹痛、発熱などの症状が現れ、感染性胃腸炎を引き起こします。
 症状が治まった後も、数日から数週間、ウイルスが体内に残り、ふん便に排出されることがあります。



予防方法を教えてください

清掃と消毒はしっかりと
 まな板、ふきん、包丁などの調理器具は、熱湯や塩素系漂白剤などを使って、こまめに消毒しましょう。
 トイレは清潔を保ち消毒しましょう。



しっかりと加熱しましょう
 ウイルスは熱で死滅します。調理の際は、85度で1分以上加熱しましょう。

念入りに手洗いをしましょう
 調理や食事の前、トイレの後などは、せっけんを泡立てて、しっかりとみ洗いしましょう。



冬場にかけて多く発生するノロウイルスによる食中毒。乳幼児や高齢者が感染すると重症化することがあります。手洗いを徹底するなど予防を心掛けましょう。

ノロウイルスによる食中毒・感染症にご注意を

▼問い合わせ 加須保健所 ☎0480-61-1216